

(様式3)

令和4年6月30日
京丹後市

「京丹後市脱炭素ロードマップ（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市脱炭素ロードマップ（案）に対する意見の募集を、令和4年5月27日から令和4年6月17日まで行いました。その結果、5件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、京丹後市脱炭素ロードマップの策定作業を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

頂いた意見を踏まえ、令和4年7月中を目処に、当市脱炭素ロードマップの策定作業を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

住 所：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話：0772-69-0240

F A X：0772-62-6716

電子メール：kankyo@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

「京丹後市脱炭素ロードマップ（案）」に対する意見募集の実施

(令和4年5月26日発表)

(様式3)

<p><ロードマップ(案) : 33 ページ> 5-①. 再生可能エネルギーの種類・ポテンシャル</p>	<p>京丹後市で想定される再生可能エネルギーの種類とポテンシャルについて、太陽光発電と風力発電(小型～大型)のポテンシャルが「◎」となっているが、どちらも主な課題に「環境への影響」が明記されていないので明記すべき。 (理由) いずれも製造や工事のプロセスにおいても環境に大きなダメージを与えている。特に風力発電では、現在持ち上がっている前田建設工業㈱と自然電力㈱の巨大風力発電設置事業計画の配慮書からの推察、また、その他全国で起こっている巨大風力発電事業によって発生している甚大な自然環境破壊が問題となっている。発電設備の基礎工事がもたらす山の環境保全機能の破壊、動物の移動に伴う農作物被害の増加、人工的な振動が土壌微生物環境へ及ぼす影響、建設ヤードや作業道の建設に伴う影響、残土処分に伴う影響などが特に挙げられる。よって、ポテンシャルが高いとは言え、自然こそ資産であり、貴重な生態系を有する京丹後市にとって、他国や自国で次々と発覚している問題点を広く情報収集し、厳密に精査し、慎重に取り組まなければならないと考える。</p>	<p>本ロードマップ(案)の推進にあたり、再生可能エネルギーの導入などの開発を伴う事業を検討していくうえでは、当該事業ごとの特性を踏まえ、立地地域の生活環境、自然環境及び災害誘発等の影響リスクを考慮したうえで、地域住民等の関係者との合意形成を図りながら進めていくことを大前提としております。 このことは、ロードマップ(案)及びロードマップ(案)概要版の表紙、また、ロードマップ(案)の32ページにも記載済みで、太陽光発電及び風力発電(小型～大型)に限らず、再生可能エネルギーの導入などの開発を伴う全ての事業を対象としております。 ご意見のありました「主な課題」につきましては、上記を踏まえて、事業特性に応じた環境への影響を含む個別具体的な内容を記載しているというところをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p><ロードマップ(案) : 43 ページ> 5-③. 太陽光発電の導入検討：農地ポテンシャルマップについて</p>	<p>「土地利用データのうち、土地利用制限上、導入が望ましくないエリアを制限エリアとして除外したところ、大半が農地(田)で谷筋(流域)に沿って広く分布している」とあるが、谷筋も除外すべき。 (理由) 谷筋も豪雨などで災害に見舞われるのではないかと不安要素があるため。</p>	<p>谷筋(流域)においては、災害発生リスクの高いエリアとして認識しております。 ただし、全ての谷筋(流域)を一様に除外するのではなく、立地地域ごとの特性に応じて導入の可否を検討していくことが重要と考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

(様式3)

<p><ロードマップ(案) : 48 ページ> 5-⑤. 再生可能エネルギーの検討結果を踏まえた方向性について</p>	<p>「特にポテンシャルが高い太陽光発電と風力発電について、ゾーニングや導入ルールを地域で定め、地域の住民や環境と共生・調和した地域主体のエネルギー導入を促進する」とあるが、ここでいう「導入ルール」とは、京丹後市の条例を定めるということか？是非、条例を定めていただきたい。 (理由) 導入ルールについては具体性が無かったので危惧される事項から、それらを回避するルール・条例を設けていただきたい。特に太陽光発電で発覚しているのが、事業主が転売や譲渡し、さらにはそれが外国企業になってしまっている。また、外国企業に土地を買われている。など、インフラを外国企業に掌握されてはならない。日本国土を京丹後市で守っていただきたい。規模が小さくても全ての再生可能エネルギー事業の届け出を定めるなど、国の定める基準より厳しいルール・条例を定めて欲しい。 太陽光パネルや風車の廃棄についても事業主の責任できちんと行われるような条例。稼働中の環境影響も事業主が調査し市へ報告、問題点は改善の義務の条例。</p>	<p>再生可能エネルギーの推進にあたっては、導入が検討されている事業地周辺の住民合意、周辺環境にも配慮した事業計画となるよう、先行自治体の事例も参考にしながら、現在、導入ルールの必要性等についての検討を行っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p><ロードマップ(案) : 53 ページ> 6-②. 脱炭素化シナリオの設定について</p>	<p>C: 省エネ・再エネバランスケースを支持する。 (理由) A: なりゆきの社会 (BAU) ケース、B: 省エネ率先+前倒しケース、D: 再エネ優先ケースは賛成しかねるので。</p>	<p>C: 省エネ・再エネバランスケースを支持されるということで、承知いたしました。</p>